

昭和二十五年十二月二日受領  
答 弁 第 六 号

(質問の 六)

内閣衆質第六号

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出獸肉、らく農品類の輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出獸肉、らく、農品類の輸入に関する質問に対する答弁書

一 らく、農品類

二十一年度 九、二二六、二〇一封度 七四、五二三、八三七・円三七銭

二十二年度 四七、四九〇、六八四〃 一、三一七、〇二六、七九九・七六

二十三年度 七七、四一五〃 四、六七〇、九七〇・四三

二十四年度 三七、六九八、〇六一〃 五五二、八五六、八六一・九三

計 九四、四九二、三六一〃 一、九四九、〇七八、四六九・四九

二 獸肉類

二十一年度 六七、三八八、〇八〇〃 一四一、二三七、六六八・一八

二十二年度 七、五六〇、四九一〃 七七、一七四、三三二・七六

二十三年度 一、三〇一、七〇一〃 二一、九一〇、二三〇・〇二

二十四年度

二二一、〇〇一

三、八二〇、一〇四・四七

計

七六、四六一、二七三

二四四、一四二、三三五・四三

右答弁する。

#### 備考

- 一 前記のものは、ガリオア資金により入ったもの並びに、現地軍放出による輸入罐詰類である。
- 二 前記輸入罐詰類は戦後食糧庁において今次の食糧管理法の一部改正により買入停止までに通商産業省より買入したものである。即ち(一)については、昭和二十五年一月三十一日までに取扱(買入)たものであり、(二)については昭和二十四年九月一日までの取扱(買入)数量並びに金額である。
- 三 前記輸入罐詰類は、当庁において取扱の便宜上(一)については輸入罐詰G級(ミルク類)並びに(二)については輸入罐詰C級(肉類)と大別したものであるから、その主成分は肉類又はミルク類である。